設立時の負債内訳書

　（借入れに係わるもの）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 借入先 | 借入年月日 | 借入額 | 借入金の使途 | | 返済額 | 未返済額 | | １月当 返済額 | 拠出者 |
| 拠出財産 | その他 | 負債引継額 | その他 |
| ○○○銀行 ○○○支店 | 年　月　日 | ○○○円 | エックス線装置　 ○○○円 | 運転資金　 ○○○円 | ○○○円 | ○○○円 | ○○○円 | ○○円 |  |
| 計 | 計 | 計 | 計 | 計 |  |

※医療法人設立に際し引継ぐ借入金額の計算書（例）を添付すること。

　（リース物件に係わるもの）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| リース元 | リース物件 | 規格数量 | リース期間 | 取得価格相当額 | 既支払額 | 負債引継額 | １月当 リース料 | 拠出者 |
| ○○○リース株式会社 | 心電計  （型　式） | １ | 年　月　日 ～ 　年　月　日 | ○○○円 | ○○○円 | ○○○円 | ○○円 |  |
|  |  |  |  | 計 | 計 | 計 | 計 |  |

（作成上の注意）

１．現物拠出(寄附)財産の取得時に発生した負債は、医療法人に引き継ぐことができること。ただし、運転資金に係る金銭拠出(寄附)に要した費用については、医療法人に引き継ぐことができないこと。

よって、借入金の一部を医療用器械備品等の取得に当てた場合は、未返済額を按分して引継ぎ可能な負債額を求めること。

（例）未返済額９００万円×医療用器械備品等の取得に当てた費用８００万円／当初借入金１，０００万円＝引継ぎ可能な負債額７２０万円

また、当初借入金の全額を医療用器械備品等の取得に当てたが、その後借換えを行ったため、拠出(寄附)財産と未返済額との間に直接関係がなくなってしまった場合は、次の要領で引継ぎ可能な負債額を求めること。

（例）当初１，０００万円を借入れ、未返済額が６００万円になった時点で、借換えを行い新規借入れ４００万円を含め新たに１，０００万円の借入れを起こし、現在の未返済額が３００万円である場合（借換え借入金のうち新規４００万円は、運転資金に消費したものとする。）

借換え借入金未返済額３００万円×当初借入金の未返済額６００万円／借換え借入金１，０００万円＝引継ぎ可能な負債額１８０万円

２．負債額を証明するための添付書類としては、以下のものが考えられること。

（借入れに係わるもの）

金銭消費貸借契約書、返済計画書等の写し、負債残高証明及び債務引継承認願（負債全額又は負債の一部を法人に引継ぐ場合）

（リース物件（ファイナンス・リース契約によるものに限る。）で、医療法人設立後、リース取引に係る会計基準による処理を行う場合）

リース契約書等の写し、負債残高証明及び債務引継承認願（リース物件を法人に引継ぐ場合）

３．上記の添付書類は一般例として示したものであり、個々の負債の内容により、それを証する書類が異なることはあり得る。